

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

ページ

北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示【保健福祉局地域支援部高齢者支援課】

4 6 1

北九州市告示第38号

北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示

北九州市敬老祝金支給要綱（平成2年北九州市告示第339号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「9月15日」を「9月1日」に、「支給日」を「基準日」に改め、「及び北九州市の備える外国人登録原票（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票をいう。以下第4条において同じ。）に登録されている者」を削る。

第4条中「住民基本台帳に登録されている者については」及び「、外国人登録原票に登録されている者については外国人登録原票に」を削る。

第5条の見出しを「（支給時期）」に改め、同条中「9月15日」を「9月」に、「9月16日」を「10月」に改める。

付 則

この告示は、平成24年2月27日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「及び北九州市の備える外国人登録原票（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票をいう。以下第4条において同じ。）に登録されている者」を削る部分に限る。）及び第4条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。